



# 神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
 神戸市役所  
 編集兼印刷発行人 神戸市長  
 発行日 毎週火曜日

## 目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則	港湾局経営課	1
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局中部建設事務所	10
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局垂水建設事務所	13
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(兵庫南149号線)	建設局道路管理課	15
告示	個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る団体の指定 (特定非営利活動法人 フードバンク関西 ほかに1件)	行財政局税務部市民税課	16
告示	神戸市公印規則により印影等を印刷することができる文書の 名称、使用公印の名称等	行財政局業務改革課	17
告示	犬の登録手数料及び犬の鑑札再交付手数料並びに注射済 票交付手数料及び注射済票再交付手数料徴収事務の委託	健康局環境衛生課	18
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律による指定障害福祉サービス事業者の指定	福祉局監査指導部	19
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律による指定一般相談支援事業者の指定	福祉局監査指導部	23
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律による指定特定相談支援事業者の指定	福祉局監査指導部	24
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止	福祉局監査指導部	25
告示	児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定	福祉局監査指導部	27
告示	児童福祉法による指定障害児相談支援事業者の指定	福祉局監査指導部	29
告示	介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の指定	福祉局監査指導部	30
告示	介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の廃止	福祉局監査指導部	33
告示	介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定 事業者の指定	福祉局監査指導部	35
告示	介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定 事業者の廃止	福祉局監査指導部	37
告示	介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の指 定	福祉局監査指導部	39
告示	介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の廃 止	福祉局監査指導部	40

令和5年11月28日 神戸市公報第3836号

種類	件名	所管部署	ページ
告示	瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要及び事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧	環境局環境保全課	41
告示	指定納付受託者の指定	企画調整局産学連携推進課	43
告示	指定納付受託者の指定	企画調整局産学連携推進課	44
告示	ひがしなだかるた販売代金徴収事務の委託	東灘区総務部地域協働課	45
告示	港湾施設の供用告示(新港航路、摩耶埠頭地区航路・泊地②)	港湾局経営課	46
公告	建築基準法による建築協定の認可及び建築協定書の縦覧(神戸北町桂木1丁目A地区建築協定)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	47
公告	農用地利用集積計画の決定	農業委員会事務局	48
公告	開発行為に関する工事の完了(神戸市北区甲栄台1丁目) 他	都市局都市計画課	59
公告	神戸農業振興地域整備計画の軽微な変更	経済観光局農政計画課	60

神戸市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年11月28日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第27号

神戸市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市港湾施設条例施行規則（昭和48年4月規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(緑地における行為の許可) 第5条の2 [略] 2 前項の規定にかかわらず、市長が指定する緑地について条例第28条の2第2項の許可（指定管理者による許可を除く。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。	(緑地における行為の許可) 第5条の2 [略] 2 前項の規定にかかわらず、市長が指定する緑地について条例第28条の2第2項の許可（指定管理者による許可を除く。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載し、 <u>かつ、申請する者が押印した申請書（個人が申請をする場合において当該本人が自署するときにあつては、次に掲げる事項を記載した申請書）</u> を市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

3 [略]

(使用料の特例)

第14条 [略]

2 [略]

3 条例第15条第1項ただし書の規定

により、条例別表第1港湾幹線道路の項の規定にかかわらず、ETCシステム及びETCコーポレートカード(東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が、大口・多頻度割引のために発行するカードのうち市長が定めるものをいう。以下同じ。)を利用して港湾幹線道路を通行する場合は、通行に利用したETCコーポレートカードごとの港湾幹線道路使用料月間合計額は、次の各号に掲げる額の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 5,000円を超え10,000円以下の部分 100分の90

(2) 10,000円を超え30,000円以下の部分 100分の80

(3) 30,000円を超える部分 100分の70

(回数駐車券等の発行)

第15条 条例別表第1旅客施設の項の

(1)～(6) [略]

3 [略]

(使用料の特例)

第14条 [略]

2 [略]

(回数駐車券等の発行)

第15条 条例別表第1旅客施設の項の

駐車施設及びメリケンパークの駐車施設を使用しようとする者に対しては、次に掲げる回数駐車券を発行することができる。

- (1) [略]
- (2) [略]
- (3) [略]

2～6 [略]

駐車施設及びメリケンパークの駐車施設、摩耶大橋又は港湾幹線道路を使用しようとする者に対しては、次に掲げる回数駐車券 又は回数通行券を発行することができる。

(1) 駐車施設

- ア [略]
- イ [略]
- ウ [略]

(2) 摩耶大橋

- ア 1冊125枚つづり10,500円の回数通行券（1枚の回数通行券により、1台1回の通行ができるものとする。）
- イ 1冊300枚つづり22,000円の回数通行券（1枚の回数通行券により、1台1回の通行ができるものとする。）

(3) 港湾幹線道路

- ア 1冊125枚つづり10,500円の回数通行券（1枚の回数通行券により、1区間自動車1台1回の通行ができるものとする。）
- イ 1冊300枚つづり22,000円の回数通行券（1枚の回数通行券により、1区間自動車1台1回の通行ができるものとする。）

2～6 [略]

7 前各項に規定する回数駐車券及び定期駐車券の様式(磁気式、I C式その他の方式のものを採用するかどうかに関することを含む。)は市長が別に定めるものとする。

( E T C システムの利用 )

第15条の2 市長は、条例別表第1備考第6項に規定する E T C システムの利用に関し、 E T C システムの利用規程その他必要な事項を定めるものとする。

(使用料の減免)

第18条 条例第17条第4号の規則で定めるときは、次に掲げるときとする。

(1) 駐車施設又は港湾幹線道路を当該施設の管理上必要とする自動車を使用するとき。

(2)～(5) [略]

(指定管理者の指定の申請に係る書類等)

第34条 条例第42条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1)～(4) [略]

(5) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)

7 第1項に規定する回数通行券の様式は様式第14号のとおりとし、前各項に規定する回数駐車券及び定期駐車券の様式(磁気式、I C式その他の方式のものを採用するかどうかに関することを含む。)は市長が別に定めるものとする。

(使用料の減免)

第18条 条例第17条第4号の規則で定めるときは、次に掲げるときとする。

(1) 駐車施設、摩耶大橋又は港湾幹線道路を当該施設の管理上必要とする自動車を使用するとき。

(2)～(5) [略]

(指定管理者の指定の申請に係る書類等)

第34条 条例第42条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1)～(4) [略]

(5) 定款又は寄附行為及び法人登記簿の謄本(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)

(6) [略]

(6) [略]

様式第1号中

「 申<sup>フ</sup> 請<sup>リ</sup> 者<sup>ガ</sup> 名<sup>ナ</sup>

(法人にあつては、 を

名称及び代表者名) ㊦ 」

「 申<sup>フ</sup> 請<sup>リ</sup> 者<sup>ガ</sup> 名<sup>ナ</sup>

(法人にあつては、 に改め、備考2を削る。

名称及び代表者名) 」

様式第2号中

「 フリガナ<sup>フリガナ</sup> 氏名(法人にあつては、

名称及び代表者名) ㊦ 」 を

「 フリガナ<sup>フリガナ</sup> 氏名(法人にあつては、

に改め、備考2を削り、備考3

名称及び代表者名) 」

を備考2とする。

様式第3号中「 氏名<sup>フリガナ</sup> ㊦ 」を「 氏名<sup>フリガナ</sup> 」に改め、備考2を削り、備考3を備考2とする。

様式第4号中「 氏名<sup>フリガナ</sup> ㊦ 」を「 氏名<sup>フリガナ</sup> 」に改め、備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。

様式第5号から様式第7号までの規定中

「 氏<sup>フ</sup> リ<sup>リ</sup> ガ<sup>ガ</sup> ナ<sup>ナ</sup> 名

(法人にあつては、 ㊦ を

名称及び代表者名) 」

「 氏<sup>フ</sup> リ<sup>リ</sup> ガ<sup>ガ</sup> ナ<sup>ナ</sup> 名

(法人にあつては、 に改め、備考2を削る。

名称及び代表者名) 」

様式第7号の2から様式第9号までの規定中「 氏名<sup>フリガナ</sup> ㊦ 」を

「 氏名<sup>フリガナ</sup> 」に改め、備考2を削り、備考3を備考2とする。

様式第10号中

「 氏<sup>フリガナ</sup>名

(法人にあつては、  
名称及び代表者名)

⑩ を

「 氏<sup>フリガナ</sup>名

(法人にあつては、  
名称及び代表者名)

に改め、備考2を削る。

様式第11号中「氏名<sup>フリガナ</sup>

⑩」を「氏名<sup>フリガナ</sup>」に改め、備

考2を削る。

様式第12号中

「 氏<sup>フリガナ</sup>名

(法人にあつては、  
名称及び代表者名)

⑩ を

「 氏<sup>フリガナ</sup>名

(法人にあつては、  
名称及び代表者名)

に改め、備考2を削る。

様式第13号中「氏名<sup>フリガナ</sup>

⑩」を「氏名<sup>フリガナ</sup>」に改め、備

考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。

様式第13号の2中

「 氏名<sup>フリガナ</sup>(法人にあつては、名称及び代表者名)

⑩ を

「 氏名<sup>フリガナ</sup>(法人にあつては、名称及び代表者名)

に改め、備考2

を削る。

様式第13号の2の2中

「 氏名<sup>フリガナ</sup>(法人にあつては、名称及び代表者名)

⑩ を

「 氏名<sup>フリガナ</sup>(法人にあつては、名称及び代表者名)

に改め、備考2

を削り、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。



様式第13号の3中「氏名<sup>フリガナ</sup> (印)」を「氏名<sup>フリガナ</sup>」に改め、備考2を削り、備考3を備考2とする。

様式第14号及び様式第15号を次のように改める。

様式第14号及び様式第15号 削除

様式第17号中「氏名 (印)」を「氏名」に改め、備考2を削る。

様式第18号中「氏名 (印)」を「氏名」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(失効)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の神戸市港湾施設条例施行規則第15条第1項第2号及び3号に基づき発行された回数通行券その他神戸市港湾施設条例の規定により摩耶大橋又は港湾幹線道路を使用しようとする者に対して発行された回数通行券は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の一部改正)

3 神戸市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則(令和3年3月規則第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)

規則名	条項又は様式番号
[略]	[略]
神戸市都市計画法施行細則（昭和45年12月規則第105号）	[略]

規則名	条項又は様式番号
[略]	[略]
神戸市都市計画法施行細則（昭和45年12月規則第105号）	[略]
神戸市港湾施設条例施行規則（昭和48年4月規則第11号）	第5条の2第2項
	様式第1号
	様式第2号
	様式第3号
	様式第4号
	様式第5号
	様式第6号
	様式第7号
	様式第7号の2
	様式第8号
	様式第9号
	様式第10号
	様式第11号
	様式第12号
様式第13号	
様式第13号の2	
様式第13号の2の2	
様式第13号	

			の 3
			様式第17号
			様式第18号
[略]	[略]	[略]	[略]

神戸市告示第455号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年11月28日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり
- 2 保管期間  
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間  
三宮保管所及び湊町保管所  
ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで  
イ 土曜日 午後1時から午後5時まで  
（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）
- 4 返還を受けるために必要な事項  
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他  
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

令和5年11月28日 神戸市公報第3836号

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
中央区小野浜町3番地先 三宮保管所	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 36台 原動機付自転車 0台	令和5年10月2日	兵庫区湊川町2丁目1番12号 建設局中部建設事務所 電話 511-0515
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 8台 原動機付自転車 0台	令和5年10月3日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 37台 原動機付自転車 0台	令和5年10月6日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 11台 原動機付自転車 0台		
	駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和5年10月10日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 19台 原動機付自転車 0台	令和5年10月11日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 0台		
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 21台 原動機付自転車 1台	令和5年10月13日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 13台 原動機付自転車 0台	令和5年10月14日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台		
	駐輪場内	自転車 6台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 49台 原動機付自転車 0台	令和5年10月16日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 1台		
	中央区長期放置	自転車 17台 原動機付自転車 2台	令和5年10月19日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 16台 原動機付自転車 0台	令和5年10月21日	
	駐輪場内	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 33台 原動機付自転車 0台	令和5年10月23日	
	中央区長期放置	自転車 15台 原動機付自転車 1台	令和5年10月25日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 44台 原動機付自転車 0台	令和5年10月26日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 21台 原動機付自転車 0台	令和5年10月27日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 26台 原動機付自転車 0台		
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 0台	令和5年10月30日	
	駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 4台 原動機付自転車 0台	令和5年10月31日	

令和5年11月28日 神戸市公報第3836号

兵庫区湊町1丁目35 湊町保管所	兵庫区長期放置	自転車 15台 原動機付自転車 0台	令和5年10月3日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 28台 原動機付自転車 0台	令和5年10月4日
	兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 17台 原動機付自転車 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 0台	
	駐輪場内	自転車 4台 原動機付自転車 0台	令和5年10月10日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 0台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	
	駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
	兵庫区長期放置	自転車 6台 原動機付自転車 0台	
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 0台	令和5年10月12日
	兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 12台 原動機付自転車 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 1台	
	駐輪場内	自転車 5台 原動機付自転車 0台	
	兵庫区長期放置	自転車 25台 原動機付自転車 1台	令和5年10月13日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 22台 原動機付自転車 0台	令和5年10月18日
	兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 0台	
	駐輪場内	自転車 4台 原動機付自転車 0台	
	兵庫区長期放置	自転車 31台 原動機付自転車 2台	
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和5年10月20日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 10台 原動機付自転車 0台	
湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車 0台		
駐輪場内	自転車 5台 原動機付自転車 0台		
神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 21台 原動機付自転車 0台	令和5年10月24日	
兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 0台		
湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 13台 原動機付自転車 0台		
駐輪場内	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
兵庫区長期放置	自転車 13台 原動機付自転車 1台	令和5年10月25日	
兵庫区長期放置	自転車 13台 原動機付自転車 0台	令和5年10月31日	

神戸市告示第456号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年11月28日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、保管した年月日並びに問い合わせ先  
別表のとおり
- 2 保管期間  
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間  
垂水自転車保管所  
ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで  
イ 土曜日 午後1時から午後5時まで
- 4 返還を受けるために必要な事項  
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他  
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
垂水区西舞子8丁目20番19号 垂水保管所	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和5年10月2日	垂水区福田5丁目6番20号 建設局垂水建設事務所 電話707-0234
	西舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和5年10月6日	
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	西舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和5年10月12日	
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台		
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和5年10月17日	
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和5年10月23日	
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台		
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 1台	令和5年10月27日	
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 1台		
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 1台		



神戸市告示第457号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和5年11月29日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和5年12月12日まで一般の縦覧に供する。

令和5年11月28日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	兵庫南149号線	神戸市兵庫区上庄通1丁目 1番1地先から	新	245.10	最大 13.50 最小 11.80
		神戸市兵庫区上庄通1丁目 1番1地先まで	旧	245.10	最大 11.40 最小 10.80

# 令和5年11月28日 神戸市公報第3836号

神戸市告示第458号

神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）第23条の2第1項第3号の規定に基づき、個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る団体を指定したので、次のとおり告示する。

令和5年11月28日

神戸市長 久 元 喜 造

指定番号	指定年月日 (対象となる寄附金)	名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
20230008	令和5年11月13日 (令和5年12月27日から 令和10年12月26日までに 支出された寄附金)	特定非営利活動法人 フードバンク関西 理事長 中島 真紀 神戸市東灘区深江本町1丁目8番16号バレル芦屋101
20230009	令和5年11月13日 (令和5年1月1日以後 に支出された寄附金)	公益財団法人 神戸市産業振興財団 理事長 富山 明男 神戸市中央区東川崎町1丁目8番4号

神戸市告示第459号

神戸市公印規則（昭和52年3月規則第111号）第8条第1項の規定により印影等を印刷することができる文書の名称、使用公印の名称、様式及び書体並びに印影等の寸法を、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年11月28日

神戸市長 久元喜造

文 書 名	使 用 公 印			印影等の寸法 (ミリメートル)
	名 称	様式	書 体	
患者票	行政機関の長の印	62	れい書	方21

神戸市告示第460号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、犬の登録手数料及び犬の鑑札再交付手数料並びに狂犬病予防注射済票交付手数料及び注射済票再交付手数料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年11月28日

神戸市長 久 元 喜 造

1 受託者

明石市大久保町高丘2丁目4番11号

ユメファクトリー株式会社 代表取締役 藤村 淳

2 委託期間

令和5年11月17日から令和6年3月31日まで

神戸市告示第461号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和5年11月28日

神戸市長 久元喜造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2815102377	介護事業所 みっれ 神戸	兵庫県神戸市中央区琴ノ緒町 3-2-22 303	株式会社ミレニウム	東京都新宿区西新宿 7-5-25 2階	令和5年9月1日	居宅介護
2815102377	介護事業所 みっれ 神戸	兵庫県神戸市中央区琴ノ緒町 3-2-22 303	株式会社ミレニウム	東京都新宿区西新宿 7-5-25 2階	令和5年9月1日	重度訪問介護
2815202169	訪問介護和み	兵庫県神戸市西区宮下2丁目6-20 藤ハイツ B棟 202号室	株式会社和み	兵庫県神戸市長田区宮川町4丁目8-1	令和5年9月1日	居宅介護
2815001843	訪問介護『エブリー』	兵庫県神戸市北区鹿の子台北町4丁目22-9 105号室	合同会社スカイ	兵庫県神戸市北区京地3丁目11-6	令和5年9月1日	居宅介護

令和5年11月28日 神戸市公報第3836号

2815001843	訪問介護 『エブリ ー』	兵庫県神戸 市北区鹿の 子台北町4 丁目 22-9 105 号室	合同会社ス カイ	兵庫県神戸 市北区京地 3丁目 11- 6	令和5年9 月1日	重度訪問介 護
2815202177	スタートジ ョブ伊川谷 店	兵庫県神戸 市西区池上 3丁目 6- 4	PLAYTIVE株 式会社	兵庫県神戸 市北区山田 町下谷上字 梅木谷 2- 6	令和5年9 月1日	就労継続支 援（A型）
2810801981	こっとなの 丘	兵庫県神戸 市垂水区舞 子坂3丁目 15-1 サニ ーサイドア ップ 1F	一般社団法 人こぐまの 丘	兵庫県神戸 市垂水区西 舞子 8-1-1	令和5年9 月1日	就労継続支 援（B型）
2810602173	7 Days	兵庫県神戸 市長田区六 番町 8丁目 2 カサベ ラセントラ ルプラザ 202 号室	株式会社7 Days	兵庫県神戸 市長田区川 西通四丁目 107 番地の 5 サンナ イトハイツ 201 号	令和5年9 月1日	就労継続支 援（B型）
2815102385	COCO ベイシ スアカデミ ー神戸北野	兵庫県神戸 市中央区北 野町 4丁目 6 番 9 号	株式会社シ ンクデザイ ン	兵庫県神戸 市中央区栄 町通 5 丁目 2-2-803 号	令和5年9 月1日	自立訓練 （生活訓 練）
2815102385	COCO ワーク エデュケー ション神戸 北野	兵庫県神戸 市中央区北 野町 4丁目 6 番 9 号	株式会社シ ンクデザイ ン	兵庫県神戸 市中央区栄 町通 5 丁目 2-2-803 号	令和5年9 月1日	就労移行支 援（一般型）

令和5年11月28日 神戸市公報第3836号

2810602157	グループホームういる	兵庫県神戸市長田区御蔵通七丁目21番地 御蔵通巨人ビル 202	株式会社ハルト	兵庫県神戸市長田区御蔵通七丁目21番地 御蔵通巨人ビル 202	令和5年9月1日	短期入所
2820600191	グループホームういる	兵庫県神戸市長田区御蔵通七丁目21番地 御蔵通巨人ビル 202	株式会社ハルト	兵庫県神戸市長田区御蔵通七丁目21番地 御蔵通巨人ビル 202	令和5年9月1日	共同生活援助
2810602165	ラフ&プレイス神戸	兵庫県神戸市長田区五番町五丁目5番2号	株式会社ミライエ	大阪府大阪府中央区本町一丁目5番7号 西村ビル 5F	令和5年9月1日	短期入所
2820600209	ラフ&プレイス神戸	兵庫県神戸市長田区五番町五丁目5番2号	株式会社ミライエ	大阪府大阪府中央区本町一丁目5番7号 西村ビル 5F	令和5年9月1日	共同生活援助
2815102401	グローワーク	兵庫県神戸市中央区神若通五丁目1番6号 大樹ビル	株式会社リベラルライフ	兵庫県神戸市中央区神若通五丁目1番6号 大樹ビル	令和5年9月1日	就労継続支援（B型）
2810501953	PEACE	兵庫県神戸市兵庫区中道通1丁目2-11 中道通ビル 1F	合同会社Be	兵庫県神戸市兵庫区中道通1丁目2-11 1F	令和5年9月1日	就労継続支援（B型）

令和5年11月28日 神戸市公報第3836号

2815102393	ワンダーフ レンズ神戸 三宮	兵庫県神戸 市中央区雲 井通1丁目 1-1 ツイ ン雲井 FLEX21 2F	有限会社キ ャリアサポ ート	大阪府大阪 市北区梅田 一丁目3- 1-900号	令和5年9 月1日	就労継続支 援（B型）
------------	----------------------	---	----------------------	-----------------------------------	--------------	----------------



神戸市告示第462号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 14 第 1 項の指定一般相談支援事業者の指定をしたので、同法第 51 条の 30 第 1 項第 1 号の規定により告示する。

令和5年11月28日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2835000213	みどりまち相談支援事業所	兵庫県神戸市北区緑町7丁目18-25	合同会社パートナーズ	兵庫県南あわじ市榎列大榎列583-1 サニーウエル2号	令和5年9月1日	地域移行支援
2835000213	みどりまち相談支援事業所	兵庫県神戸市北区緑町7丁目18-25	合同会社パートナーズ	兵庫県南あわじ市榎列大榎列583-1 サニーウエル2号	令和5年9月1日	地域定着支援

神戸市告示第463号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者の指定をしたので、同法第51条の30第2項第1号の規定により告示する。

令和5年11月28日

神戸市長 久元喜造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2835000213	みどりまち相談支援事業所	兵庫県神戸市北区緑町7丁目18-25	合同会社パートナーズ	兵庫県南あわじ市榎列大榎列583-1 サニーウエル2号	令和5年9月1日	計画相談支援
2830800161	のぞみ	兵庫県神戸市垂水区高丸7丁目7-17-101	合同会社至誠一貫	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬1671-16	令和5年9月1日	計画相談支援

神戸市告示第464号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による事業の廃止の届出があったため、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和5年11月28日

神戸市長 久元喜造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	廃止年月日	サービス種類
2810200853	MYO ケアサービス神戸	兵庫県神戸市灘区大石南町2丁目8-7 佐藤ビル202号	株式会社キヤミオジャパン	兵庫県芦屋市奥池町9番27号	令和5年8月31日	居宅介護
2810200853	MYO ケアサービス神戸	兵庫県神戸市灘区大石南町2丁目8-7 佐藤ビル202号	株式会社キヤミオジャパン	兵庫県芦屋市奥池町9番27号	令和5年8月31日	重度訪問介護
2810200853	MYO ケアサービス神戸	兵庫県神戸市灘区大石南町2丁目8-7 佐藤ビル202号	株式会社キヤミオジャパン	兵庫県芦屋市奥池町9番27号	令和5年8月31日	同行援護
2810200861	ケアフレンド若松	兵庫県神戸市灘区船寺通5丁目4-19	有限会社アプリシエイト	兵庫県神戸市東灘区魚崎北町5丁目9-8	令和5年8月31日	居宅介護

令和5年11月28日 神戸市公報第3836号

2810600029	ヘルパース テーション ゆず	兵庫県神戸 市長田区御 船通4丁目 8番1号S 2号室 ル ネタウン御 船1F2号 室	有限会社ゆ ず介護サー ビス	兵庫県神戸 市長田区御 船通4丁目 8番1号S 2号室 ル ネタウン御 船1F2号 室	令和5年8 月26日	同行援護
2815100363	脇の浜高齢 者介護支援 センター	兵庫県神戸 市中央区脇 浜海岸通 3-2-6	社会福祉法 人やすらぎ 福祉会	兵庫県神戸 市北区山田 町小部字惣 六畑山8- 88	令和5年8 月31日	短期入所

令和5年11月28日 神戸市公報第3836号

神戸市告示第465号

次の事業者について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者の指定をしたので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

令和5年11月28日

神戸市長 久元喜造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2850100427	TAKUMI 神戸住吉	兵庫県神戸市東灘区田中町5丁目1-12 東灘スカイマンション1階 107号室	イニシ阿斯株式会社	東京都港区赤坂二丁目13番5号	令和5年9月1日	児童発達支援
2850100427	TAKUMI 神戸住吉	兵庫県神戸市東灘区田中町5丁目1-12 東灘スカイマンション1階 107号室	イニシ阿斯株式会社	東京都港区赤坂二丁目13番5号	令和5年9月1日	放課後等デイサービス
2850100419	児童発達支援・放課後等デイサービス ひまわりプラス 石屋川教室	兵庫県神戸市東灘区御影塚町2丁目25-11 プライムライフ御影1階	株式会社N	兵庫県神戸市灘区篠原中町5丁目7-16 六甲ガーデンズ 302号室	令和5年9月1日	児童発達支援
2850100419	児童発達支援・放課後等デイサービス ひまわりプラス 石屋川教室	兵庫県神戸市東灘区御影塚町2丁目25-11 プライムライフ御影1階	株式会社N	兵庫県神戸市灘区篠原中町5丁目7-16 六甲ガーデンズ 302号室	令和5年9月1日	放課後等デイサービス

令和5年11月28日 神戸市公報第3836号

2850500246	子どもみらいサポートあくしす大開	兵庫県神戸市兵庫区大開通2丁目2-23 地道マンション1階	株式会社みらいず	兵庫県神戸市北区南五葉一丁目1番鈴蘭台第四団地1号棟101	令和5年9月1日	児童発達支援
2850500246	子どもみらいサポートあくしす大開	兵庫県神戸市兵庫区大開通2丁目2-23 地道マンション1階	株式会社みらいず	兵庫県神戸市北区南五葉一丁目1番鈴蘭台第四団地1号棟101	令和5年9月1日	放課後等デイサービス
2850600210	ふきのこ	兵庫県神戸市長田区若松町5-2-1 アスタプラザファースト209	合同会社そばかす	兵庫県神戸市中央区小野柄通五丁目1番13号	令和5年9月1日	児童発達支援
2850600210	ふきのこ	兵庫県神戸市長田区若松町5-2-1 アスタプラザファースト209	合同会社そばかす	兵庫県神戸市中央区小野柄通五丁目1番13号	令和5年9月1日	放課後等デイサービス

神戸市告示第466号

次の事業者について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号の指定障害児相談支援事業者の指定をしたので、同法第24条の37第1号の規定により告示する。

令和5年11月28日

神戸市長 久元喜造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2875000131	みどりまち相談支援事業所	兵庫県神戸市北区緑町7丁目18-25	合同会社パートナーズ	兵庫県南あわじ市榎列大榎列583-1 サニーウエル2号	令和5年9月1日	障害児相談支援
2870800154	のぞみ	兵庫県神戸市垂水区高丸7丁目7-17-101	合同会社至誠一貫	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬1671-16	令和5年9月1日	障害児相談支援

令和5年11月28日 神戸市公報第3836号

神戸市告示第467号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文及び第53条第1項本文並びに第46条第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条及び第115条の10並びに第85条の規定により告示する。

令和5年11月28日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名所	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2860590542	メディフル兵庫 訪問看護ステーション	兵庫県神戸市兵庫区兵庫町2丁目1番19号	株式会社MEDIFULL	大阪府大阪市中央区森ノ宮中央一丁目16番17号906号室	令和5年11月1日	介護予防訪問看護
2860590542	メディフル兵庫 訪問看護ステーション	兵庫県神戸市兵庫区兵庫町2丁目1番19号	株式会社MEDIFULL	大阪府大阪市中央区森ノ宮中央一丁目16番17号906号室	令和5年11月1日	訪問看護
2860690334	訪問看護ステーションマリン	兵庫県神戸市長田区雲雀ヶ丘3丁目8-23	株式会社シーヒューマン	大阪府大阪市天王寺区上本町六丁目2-26	令和5年11月1日	介護予防訪問看護
2860690334	訪問看護ステーションマリン	兵庫県神戸市長田区雲雀ヶ丘3丁目8-23	株式会社シーヒューマン	大阪府大阪市天王寺区上本町六丁目2-26	令和5年11月1日	訪問看護
2865190652	アップル訪問看護ステーション	兵庫県神戸市中央区加納町2-10-2 MARINA 北野203	株式会社ケアラボ	大阪府大阪市中央区上本町西1丁目1番16-1202号	令和5年11月1日	介護予防訪問看護



2865190652	アップル訪問看護ステーション	兵庫県神戸市中央区加納町2-10-2 MARINA 北野 203	株式会社ケアラボ	大阪府大阪市中央区上本町西1丁目1番16-1202号	令和5年11月1日	訪問看護
2870103880	訪問介護事業所スマイルライフ	兵庫県神戸市東灘区本山中町3丁目1番12号 2階	合同会社スマイルアルファ	兵庫県神戸市東灘区本山中町3丁目1番12号 2階	令和5年11月1日	訪問介護
2870203177	土屋訪問介護事業所神戸灘センター	兵庫県神戸市灘区稗原町2丁目2-28 コーポ森崎101号	扇港食品株式会社	兵庫県尼崎市昭和南通五丁目113番地の2 プロスパー 尼崎302号室	令和5年11月1日	訪問介護
2870504053	ヘルパーステーションしるし	兵庫県神戸市兵庫区駅前通1丁目3番14号 ブリックシャトー兵庫 501号室	合同会社ガラッシア	兵庫県神戸市兵庫区駅前通1丁目3番14号 ブリックシャトー兵庫 501号室	令和5年11月1日	訪問介護
2870804693	訪問介護ステーションLea	兵庫県神戸市垂水区泉が丘5丁目12-25 オネスティ3-201	株式会社ibis	兵庫県神戸市垂水区泉が丘5丁目12-25 オネスティ3-201	令和5年11月1日	訪問介護
2870804701	ケアセンターHPH垂水	兵庫県神戸市垂水区向陽2丁目6番18号 向陽センタービル103号	株式会社HPH	兵庫県神戸市垂水区向陽2丁目6番18号 向陽センタービル103号	令和5年11月1日	居宅介護支援

2875004299	笑顔でつながるケアステーション	兵庫県神戸市北区藤原台北町5丁目2番9-903号	株式会社アンドビューティー	兵庫県神戸市北区藤原台北町5丁目2番9-903号	令和5年11月1日	訪問介護
2875104461	ケアフリー神戸中央	兵庫県神戸市中央区港島中町3丁目1番2号神戸ポートビレジ北棟1階16号室	株式会社ケアフリー	大阪府大阪市東住吉区矢田1丁目20番22号	令和5年11月1日	訪問介護

神戸市告示第468号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第82条第2項並びに第115条の5第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条第2号及び第85条第2号並びに第115条の10第2号の規定により告示する。

令和5年11月28日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	申請者の名称	申請者の主たる事務所の所在地	廃止・辞退の年月日	サービスの種類
2870502610	潤 介護センター	兵庫県神戸市兵庫区兵庫町一丁目2番21号	株式会社潤	兵庫県神戸市兵庫区兵庫町一丁目2番21号	令和5年10月19日	訪問介護
2870803844	ヘルパーステーションとんぼ	兵庫県神戸市垂水区西舞子7丁目1番8号	株式会社とんぼ	兵庫県神戸市垂水区西舞子7丁目1番8号	令和5年10月31日	訪問介護
2870804420	明舞ケアライフ	兵庫県神戸市垂水区南多聞台8丁目1明舞団地1号棟104	株式会社kusks	兵庫県神戸市垂水区南多聞台8丁目1明舞団地1号棟104	令和5年10月31日	訪問介護
2875103901	まりもレンタルサービス	兵庫県神戸市中央区磯辺通3丁目1番2号 NLC三宮202号室	株式会社チャップ	兵庫県神戸市中央区磯辺通3丁目1番2号 NLC三宮202号室	令和5年10月31日	介護予防福祉用具貸与
2875103901	まりもレンタルサービス	兵庫県神戸市中央区磯辺通3丁目1番2号 NLC三宮202号室	株式会社チャップ	兵庫県神戸市中央区磯辺通3丁目1番2号 NLC三宮202号室	令和5年10月31日	特定介護予防福祉用具販売

2875103901	まりもレンタルサービス	兵庫県神戸市中央区磯辺通3丁目1番2号 NLC三宮202号室	株式会社チヤップ	兵庫県神戸市中央区磯辺通3丁目1番2号 NLC三宮202号室	令和5年10月31日	特定福祉用具販売
2875103901	まりもレンタルサービス	兵庫県神戸市中央区磯辺通3丁目1番2号 NLC三宮202号室	株式会社チヤップ	兵庫県神戸市中央区磯辺通3丁目1番2号 NLC三宮202号室	令和5年10月31日	福祉用具貸与

神戸市告示第469号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の5第1項の事業者の指定をしたので、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第1号の規定により告示する。

令和5年11月28日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名所	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2870103880	訪問介護事業所スマイルライフ	兵庫県神戸市東灘区本山中町3丁目1番12号2階	合同会社スマイルアルファ	兵庫県神戸市東灘区本山中町3丁目1番12号2階	令和5年11月1日	介護予防訪問サービス
2870504053	ヘルパーステーションしるし	兵庫県神戸市兵庫区駅前通1丁目3番14号ブリックシャトー兵庫501号室	合同会社ガラッシア	兵庫県神戸市兵庫区駅前通1丁目3番14号ブリックシャトー兵庫501号室	令和5年11月1日	介護予防訪問サービス
2870504053	ヘルパーステーションしるし	兵庫県神戸市兵庫区駅前通1丁目3番14号ブリックシャトー兵庫501号室	合同会社ガラッシア	兵庫県神戸市兵庫区駅前通1丁目3番14号ブリックシャトー兵庫501号室	令和5年11月1日	生活支援訪問サービス
2875004299	笑顔でつながるケアステーション	兵庫県神戸市北区藤原台北町5丁目2番9-903号	株式会社アンドビューティ	兵庫県神戸市北区藤原台北町5丁目2番9-903号	令和5年11月1日	介護予防訪問サービス

2875104461	ケアフリー 神戸中央	兵庫県神戸 市中央区港 島中町3丁 目1番2号 神戸ポート ビレジ北棟 1階16号室	株式会社ケ アフリー	大阪府大阪 市東住吉区 矢田1丁目 20番22号	令和5年11 月1日	介護予防訪 問サービス
2875104461	ケアフリー 神戸中央	兵庫県神戸 市中央区港 島中町3丁 目1番2号 神戸ポート ビレジ北棟 1階16号室	株式会社ケ アフリー	大阪府大阪 市東住吉区 矢田1丁目 20番22号	令和5年11 月1日	生活支援訪 問サービス
2890600394	リハビリ・ デイサービ スセンター 神戸 トー タル	兵庫県神戸 市長田区長 田町1丁目 2-17	株式会社ア ストレ	兵庫県神戸 市長田区長 田町1丁目 3-1	令和5年11 月1日	介護予防通 所サービス
2895000533	ユニゾンか らとデイサ ービス	兵庫県神戸 市北区有野 町唐櫃2190 -1	合同会社パ フォーム	兵庫県神戸 市北区唐櫃 六甲台23番 地の12	令和5年11 月1日	介護予防通 所サービス
2870909559	訪問介護ス テーション ポプラ西宮	兵庫県西宮 市和上町1 -16 日本生 命西宮ビル 2F	社会福祉法 人池田さつ き会	大阪府池田 市東山町 555-1	令和5年11 月1日	介護予防訪 問サービス

神戸市告示第470号

次の事業者について、介護保険法施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第2号の規定により告示する。

令和5年11月28日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	申請者の名称	申請者の主たる事務所の所在地	廃止・辞退の年月日	サービスの種類
2870803364	ほっとオアシス デイサービスセンター	兵庫県神戸市垂水区塩屋町3丁目10番19号	合同会社ココロニ	兵庫県神戸市垂水区塩屋町3丁目10番19号	令和5年10月15日	介護予防通所サービス
2870502610	潤 介護センター	兵庫県神戸市兵庫区兵庫町一丁目2番21号	株式会社潤	兵庫県神戸市兵庫区兵庫町一丁目2番21号	令和5年10月19日	介護予防訪問サービス
2870803844	ヘルパーステーション とんぼ	兵庫県神戸市垂水区西舞子7丁目1番8号	株式会社とんぼ	兵庫県神戸市垂水区西舞子7丁目1番8号	令和5年10月31日	介護予防訪問サービス
2870804420	明舞ケアライフ	兵庫県神戸市垂水区南多聞台8丁目1明舞団地1号棟104	株式会社kus	兵庫県神戸市垂水区南多聞台8丁目1明舞団地1号棟104	令和5年10月31日	介護予防訪問サービス
2872202854	デイサービスセンター あえる	兵庫県加古川市野口町坂元1123-2	株式会社ALC	兵庫県加古川市加古川町大野504-3	令和5年10月31日	介護予防通所サービス

2875002947	砂のあしあ とデイサー ビス	兵庫県神戸 市北区藤原 台南町四丁 目 15 番 13 号	株式会社フ レンズ	兵庫県神戸 市北区藤原 台南町四丁 目 15 番 13 号	令和 5 年 10 月 31 日	介護予防通 所サービス
------------	----------------------	---	--------------	---	---------------------	----------------



神戸市告示第471号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により告示する。

令和5年11月28日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名所	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2890600394	リハビリ・デイサービスセンター 神戸 トータル	兵庫県神戸市長田区長田町1丁目2-17	株式会社アストレ	兵庫県神戸市長田区長田町1丁目3-1	令和5年11月1日	地域密着型 通所介護
2895000533	ユニゾンからとデイサービス	兵庫県神戸市北区有野町唐櫃2190-1	合同会社パフォーム	兵庫県神戸市北区唐櫃六甲台23番地の12	令和5年11月1日	地域密着型 通所介護

神戸市告示第472号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示する。

令和5年11月28日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	申請者の名称	申請者の主たる事務所の所在地	廃止・辞退の年月日	サービスの種類
2870803364	ほっとオアシス デイサービスセンター	兵庫県神戸市垂水区塩屋町3丁目10番19号	合同会社コロニ	兵庫県神戸市垂水区塩屋町3丁目10番19号	令和5年10月15日	地域密着型通所介護
2875002947	砂のあしあとデイサービス	兵庫県神戸市北区藤原台南町四丁目15番13号	株式会社フレンズ	兵庫県神戸市北区藤原台南町四丁目15番13号	令和5年10月31日	地域密着型通所介護

神戸市告示第 473 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置許可申請があったので、同条第 4 項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この変更が環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和 5 年 11 月 28 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 申請の概要

- (1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

神戸市長 久元 喜造

- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地

神戸市灘区六甲山町中一里山 1-1

神戸市立自然の家

- (3) 特定施設に関する事項

ア 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 1 第 66 号の 3（イ） 旅館業の用に供するちゅう房施設

イ 特定施設の概要

	種 類	旅館業の用に供するちゅう房施設	
	能 力	1 日 34 食	
	基 数	1 基	
	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	着手後 3 ヶ月	
	使用開始予定年月日	完成後	
	使用時間間隔	6 : 00 ~ 20 : 00	
	1 日当たりの使用時間	6 時間	
	季節的変動の概要	夏季増加	
汚 水 の 汚 染 状 態	項 目	通 常	最 大
	pH	5.8 ~ 8.6	5.8 ~ 8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	200	300
	化学的酸素要求量 (mg/L)	200	300
	浮遊物質 (mg/L)	200	300
	窒素含有量 (mg/L)	40	60
	りん含有量 (mg/L)	6	8
	ホルムルキサン抽出物 (mg/L)	20	30
	汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	1	1

- (4) 汚水等の処理に関する事項  
合併処理浄化槽 1 基を新設
- (5) 排出水の汚染状況及び量  
排水口 No. 2 を新設（事業場全体からの排水量の増加）

区 分		排水口 No. 2	
排 出 水 の 汚 染 状 態	項目	通常	最大
	pH	5.8～8.6	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	10	10
	化学的酸素要求量 (mg/L)	20	20
	浮遊物質量(mg/L)	10	10
	窒素含有量(mg/L)	10	10
	りん含有量(mg/L)	1	1
	ノルマルヘキサン抽出物(mg/L)	30	30
排出水の量 (m <sup>3</sup> /日)		12	12

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和5年11月28日から令和5年12月19日
- (2) 場所 神戸市環境局環境保全課

神戸市告示第474号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年11月28日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定納付受託者の指定を受けた者  
東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番11号  
株式会社 JR 東日本ネットステーション
- 2 指定納付受託者に納入させる歳入等  
ふるさと納税寄附金
- 3 指定納付受託者による納付の委託を開始する日  
令和5年12月1日

神戸市告示第475号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年11月28日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定納付受託者の指定を受けた者  
東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号  
株式会社DGフィナンシャルテクノロジー
- 2 指定納付受託者に納入させる歳入等  
ふるさと納税寄附金（JRE MALL ふるさと納税）
- 3 指定納付受託者による納付の委託を開始する日  
令和5年12月1日

神戸市告示第476号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条及び第1項の規定により、ひがしなだかるた販売に係る販売料金の徴収事務を下記のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年11月28日

神戸市長 久 元 喜 造

1 受託者

長崎県長崎市出島町5番2号

株式会社 METRO PLUS

代表取締役 川崎 孝

2 委託年月日

令和5年12月2日

神戸市告示第477号

次の港湾施設は、令和5年12月1日から供用を開始する。

令和5年11月28日

神戸市長 久 元 喜 造

1 供用を開始する港湾施設

航路・泊地

名称	位置	規模
新港航路(-12m)	灘区摩耶埠頭地先	-12m 49.4ha
摩耶埠頭地区航路・泊地(-12m)②	灘区摩耶埠頭地先	-12m 25.0ha



神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定により次の建築協定を認可したので、同条第2項の規定により公告します。

この建築協定に係わる建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、一般の縦覧に供します。

令和5年11月20日

神戸市長 久元 喜造

- 1 建築協定の名称  
神戸北町桂木1丁目A地区建築協定
- 2 建築協定区域の位置  
神戸市北区桂木1丁目8番地の1 他

神戸市公告

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

令和5年11月20日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

令和5年11月28日 神戸市公報第3836号

(1) 一般

利用権の設定をうける者(乙)	利用権を設定する者(甲)	利用権を設定する土地		設定する利用権		権利の種類 (備考)	内容(土地 の利用目的 を含む。)	借賃の支払の方法
		土地の所在地	現況地目 認定面積 m <sup>2</sup>	開始年月日 終了年月日	貸借料物 作			
神戸市北区有野町 古家 恭彦	西宮市段上町 滑浦 信子	北区有野町二郎字越野 246	田 1,695	令和6年1月1日 令和6年12月31日	25,425円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和6年12月20日までに 借賃の全額を甲の住所へ 持参する。
神戸市北区道場町 伊丹 正典	神戸市北区道場町 今北 博司	北区道場町塩田字随南 349	田 2,017	令和6年1月1日 令和6年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区大沢町 岩形 孝司	伊丹市東野 小西 晃一	【従前地】 北区大沢町日西原字中大畑 917-1  【換地予定地】 (北区大沢町日西原字中大畑 3233) (北区大沢町日西原字中大畑 3234) (北区大沢町日西原字踊子 3239)	田 2,786  (田) (1,386) (田) (1,591) (田) (774)	令和6年1月1日 令和6年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区菖蒲が丘 馬場 規雄	神戸市北区八多町 馬場 一也	北区八多町下小名田字鍛村 1079 北区八多町下小名田字鍛村 1089	田 592 田 1,396	令和6年1月1日 令和6年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区八多町 上畑 政昭	神戸市北区八多町 岡田 孝久	北区八多町屏風字中澤 2138	田 1,635	令和6年1月1日 令和6年12月31日	10,320円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和6年12月20日までに 借賃の全額を甲の住所へ 持参する。
神戸市北区八多町 上畑 政昭	神戸市北区八多町 馬場 克治	北区八多町屏風字下畑 2147-1	田 854	令和6年1月1日 令和6年12月31日	2,580円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和6年12月20日までに 借賃の全額を甲の住所へ 持参する。
神戸市北区八多町 芝 卓哉	神戸市北区唐櫃台 奥田 修正	北区八多町西畑字谷ノ上 677-1 北区八多町西畑字谷ノ上 679	田 125 田 1,454	令和6年1月1日 令和6年12月31日	1,875円/1筆 21,810円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和6年12月20日までに 借賃の全額を甲の住所へ 持参する。
神戸市北区長尾町 坊ケ内 一成	神戸市北区長尾町 坊ケ内 完夫	北区長尾町上津字梅ノ脇 2349-1	田 297	令和6年1月1日 令和6年12月31日	5,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和6年12月20日までに 借賃の全額を甲の住所へ 持参する。
神戸市北区淡河町 鶴巻 耕介	三木市別所町 上野 晃	北区淡河町行原寺ノ垣 464 北区淡河町行原寺ノ垣 465	田 629 田 537の内472.67	令和6年1月1日 令和6年12月31日	5,710円/1筆 4,290円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和6年12月20日までに 借賃の全額を甲の指定す る預金口座へ振り込む。

令和5年11月28日 神戸市公報第3836号

神戸市北区淡河町 山上 慎治	三田市あかしあ台 山上 馨	北区淡河町萩原字通田 1744	田 1,565	令和6年1月1日 令和6年12月31日	15,500円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和6年12月20日までに借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市北区淡河町 中谷 有希	神戸市北区唐櫃台 山上 登志子	北区淡河町萩原字下青木 1838	田 872	令和6年1月1日 令和6年12月31日	8,000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和6年12月20日までに借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市北区淡河町 藤田 芙美江	神戸市北区淡河町 藤田 寛之	北区淡河町南僧尾字西北 2036	田 2,301	令和6年1月1日 令和6年12月31日	玄米45kg／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和6年12月20日までに借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市北区淡河町 藤田 芙美江	神戸市西区美賀多台 田谷 和彦	北区淡河町南僧尾字西北 2038	田 2,064	令和6年1月1日 令和6年12月31日	玄米44kg／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和6年12月20日までに借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市北区淡河町 清原 辰也	神戸市北区淡河町 藤原 正三	北区淡河町北僧尾字平野 2595-1	田 1,077	令和6年1月1日 令和6年12月31日	玄米30kg／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和6年12月20日までに借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市北区大沢町 大家 喜八郎	三田市駅前町 春井 八重乃	北区長尾町宅原字豊浦 3337 北区長尾町宅原字豊浦 3348	田 1,842 田 1,032	令和6年1月1日 令和7年12月31日	20,262円／1筆 11,352円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市北区道場町 伊丹 正典	神戸市北区道場町 大西 秀子	北区道場町塩田字西 627-2 北区道場町塩田字西 627-3	畑 426の内249 畑 158の内92	令和6年1月1日 令和8年12月31日		使用貸借権設定	普通畑として利用	
神戸市北区長尾町 植田 勝也	神戸市北区長尾町 小南 豊	北区長尾町上津字南所 5195 北区長尾町宅原字天神 3533 北区長尾町上津字南所 5194 北区長尾町上津字南所 5197 北区長尾町上津字若林 5275 北区長尾町上津字若林 5277 北区長尾町上津字若林 5278	田 785 田 1,285 田 1,601 田 1,140 田 1,396 田 2,329 田 1,874	令和6年1月1日 令和8年12月31日	10,200円／1筆 7,800円／1筆 9,100円／1筆 6,400円／1筆 18,600円／1筆 14,900円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市北区淡河町 飯野 正和	西宮市山口町 福井 正信	北区淡河町北畑字フク谷 290 北区淡河町北畑字フク谷 705	田 750 田 1,023	令和6年1月1日 令和8年12月31日	7,500円／1筆 10,200円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。

令和5年11月28日 神戸市公報第3836号

神戸市北区淡河町 沖野 賀司	神戸市北区淡河町 飯野 典彦	北区淡河町北畑字沖ノ谷 649	田 1,793	令和6年1月1日 令和8年12月31日	17,900円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市北区淡河町 有友 啓一	神戸市北区淡河町 藤井 久治	北区淡河町北畑字辻沢 669 北区淡河町北畑字フク谷 682 北区淡河町北畑字岡沢 743 北区淡河町北畑字北谷 854 北区淡河町北畑字北谷 890 北区淡河町北畑字北谷 892	田 1,054 田 1,570 田 1,484 田 2,523 田 2,361 田 3,625	令和6年1月1日 令和8年12月31日	10,500円／1筆 15,700円／1筆 14,800円／1筆 25,200円／1筆 23,600円／1筆 36,200円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市北区淡河町 有友 啓一	西宮市山口町 福井 正信	北区淡河町北畑字岡沢 734 北区淡河町北畑字岡沢 735 北区淡河町北畑字宮ノ沢 769	田 317 田 665 田 2,331	令和6年1月1日 令和8年12月31日	3,100円／1筆 6,600円／1筆 23,300円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市北区淡河町 岡田 正明	西宮市山口町 福井 正信	北区淡河町北畑字宮ノ沢 749	田 868	令和6年1月1日 令和8年12月31日	8,600円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市北区淡河町 有友 啓一	西宮市上中市 上尾 和也	北区淡河町北畑字宮ノ沢 777 北区淡河町北畑字南浦 811 北区淡河町北畑字北谷 885	田 850 田 2,352 田 1,757	令和6年1月1日 令和8年12月31日	8,500円／1筆 23,500円／1筆 17,500円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市北区淡河町 有友 啓一	三木市緑が丘町 中西 彰憲	北区淡河町北畑字宮ノ沢 778 北区淡河町北畑字南浦 824 北区淡河町北畑字北谷 902	田 2,524 田 2,188 田 1,645	令和6年1月1日 令和8年12月31日	25,200円／1筆 21,800円／1筆 16,400円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市北区淡河町 西浦 史和	三木市緑が丘町 中西 彰憲	北区淡河町北畑字南浦 814	田 1,219	令和6年1月1日 令和8年12月31日	12,100円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市北区淡河町 西浦 史和	西宮市上中市 上尾 和也	北区淡河町北畑字北谷 882	田 1,470	令和6年1月1日 令和8年12月31日	14,700円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。

令和5年11月28日 神戸市公報第3836号

神戸市北区淡河町 西浦 史和	神戸市北区淡河町 飯野 典彦	北区淡河町北畑字北谷 888	田 1,350	令和6年1月1日 令和8年12月31日	13,500円／1筆	貸借借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市北区道場町 樋口 清	大阪府豊中市刀根山 矢引 真由美	北区道場町日下部字川ノ上 435-1 北区道場町日下部字川ノ上 435-2	田 1,256 田 201	令和6年1月1日 令和10年12月31日	玄米51kg／1筆 玄米9kg／1筆	貸借借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市北区道場町 前中 修	神戸市北区有野中町 田中 美和	北区道場町塩田字下堀越 1604-1	田 1,306	令和6年1月1日 令和10年12月31日	20,000円／1筆	貸借借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市北区道場町 植田 達士	神戸市北区山田町 岡崎 健治 神戸市北区鹿の子台北町 岡崎 繁雄 大阪府四條畷市田原台 岡崎 博史	北区道場町塩田字神子ヶ谷 3430 北区道場町塩田字神子ヶ谷 3432 北区道場町塩田字種子谷 3518 北区道場町塩田字馬場添 3572 北区道場町塩田字馬場添 3577	田 1,188 田 1,318 田 831 田 1,033 田 1,860	令和6年1月1日 令和10年12月31日	5,940円／1筆 6,590円／1筆 4,155円／1筆 5,165円／1筆 9,300円／1筆	貸借借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市北区大沢町 乗池 邦晴	神戸市北区大沢町 乗本 佳則	北区大沢町日西原字祇遠 3049 北区大沢町日西原字上野手 3079 北区大沢町日西原字上野手 3067	田 2,020 田 1,141 田 1,707	令和6年1月1日 令和10年12月31日	玄米72kg／1筆 玄米83kg／1筆	貸借借権設定 使用貸借借権設定	水田として利用 水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市北区八多町 辻井 康平	神戸市北区八多町 辻井 豊子	北区八多町附物字モミノ木 448-2 北区八多町附物字下面水 966-1 北区八多町附物字下面水 972-1 北区八多町附物字下面水 972-4 北区八多町附物字下面水 974-1 北区八多町附物字下面水 975 北区八多町附物字下面水 976 北区八多町附物字下面水 977-1 北区八多町附物字下面水 977-2 北区八多町附物字神主田 1030-1 北区八多町附物字下俣垣 1036-1	畑 82 田 1,064 田 1,294 田 820 田 159 畑 360 畑 148 畑 42 畑 9,91 田 1,010 田 917	令和6年1月1日 令和10年12月31日		使用貸借借権設定	普通畑として利用 水田として利用 水田として利用 水田として利用 水田として利用 普通畑として利用 普通畑として利用 普通畑として利用 普通畑として利用 水田として利用 水田として利用	

令和5年11月28日 神戸市公報第3836号

		北区八多町附物字下俣垣 1037 北区八多町附物字下俣垣 1038 北区八多町附物字下俣垣 1039-1 北区八多町附物字下俣垣 1039-2 北区八多町附物字十五町 1082-1 北区八多町附物字十五町 1083-1	田 515 田 396 田 1,358 畑 11 田 363 田 64				水田として利用 水田として利用 水田として利用 普通畑として利用 水田として利用 水田として利用	
神戸市北区八多町 上仲 良一	神戸市北区八多町 清水 昌世志 神戸市北区八多町 清水 八重乃	北区八多町深谷字池ノ上 310 北区八多町深谷字池ノ上 311 北区八多町深谷字池ノ上 314-1 北区八多町深谷字池ノ上 318	田 892 田 79 田 385 田 26	令和6年1月1日 令和10年12月31日	5,300円／1筆 400円／1筆 2,300円／1筆 100円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年に係る借賃の全額を甲 の住所へ持参する。
神戸市北区長尾町 三谷 雄一	神戸市北区長尾町 三谷 恭三	北区長尾町上津字前田 5452-1	田 994	令和6年1月1日 令和10年12月31日	9,940円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年に係る借賃の全額を甲 の住所へ持参する。
神戸市北区長尾町 三谷 恭三	大阪府吹田市片山町 三谷 滋	北区長尾町上津字三谷垣内 5509 北区長尾町上津字三谷垣内 5511 北区長尾町上津字三谷垣内 5521 北区長尾町上津字三谷垣内 5522 北区長尾町上津字岡田垣内 5553 北区長尾町上津字正権寺 5734 北区長尾町上津字正権寺 5735 北区長尾町上津字正権寺 5740-1	田 866 田 755 田 905 田 420 田 1,448 田 1,336 田 1,648 田 651	令和6年1月1日 令和10年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区淡河町 今井 三代治	神戸市北区淡河町 笹尾 茂子	北区淡河町神田字市谷 1540 北区淡河町神田字大芝 1718 北区淡河町神田字大芝 1721 北区淡河町神田字大芝 1724 北区淡河町神田字大芝 1732 北区淡河町神田字大芝 1733	田 4,018 田 1,721 田 2,470 田 1,659 田 317 田 849	令和6年1月1日 令和10年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	

令和5年11月28日 神戸市公報第3836号

神戸市北区淡河町 鶴巻 耕介	神戸市北区淡河町 眞西 厚三	北区淡河町行原字下シ 565	田 2,395	令和6年1月1日 令和10年12月31日	23,950円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市北区淡河町 藤井 弘	神戸市北区淡河町 田良原 芳樹	北区淡河町北畑字上ノ沢 634-2	田 1,180	令和6年1月1日 令和10年12月31日	11,800円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市北区淡河町 山上 一夫	神戸市北区唐櫃台 山上 登志子	北区淡河町萩原字岩町 1819	田 1,253	令和6年1月1日 令和10年12月31日	12,530円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市北区道場町 植田 達士	埼玉県さいたま市中央区上落合 福田 秀人	北区道場町塩田字小前垣内 3269 北区道場町塩田字小前垣内 3272	田 1,454 田 1,397	令和6年1月1日 令和15年12月31日	7,270円／1筆 6,985円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市北区山田町 修理 隆夫	神戸市北区山田町 石田 勝也	北区山田町原野字クノ木 14 北区山田町原野字クノ木 16 北区山田町原野字寺前 62	田 261 田 780 田 829	令和6年1月1日 令和15年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区押部谷町 佐藤 麻由美	神戸市北区山田町 堀田 修一	北区山田町原野字クノ木 17	田 1,553	令和6年1月1日 令和15年12月31日	10,000円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市北区鹿の子台南町 久保 繁	三田市すずかけ台 森 俊雄	北区大沢町上大沢字堀越東 3027	畑 913	令和6年1月1日 令和15年12月31日	13,695円／1筆	貸貸借権設定	普通畑として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
西宮市山口町 白杣 芳之	神戸市北区藤原台南町 前田 利治	北区八多町深谷字西長尾 1912	田 1,333	令和6年1月1日 令和15年12月31日	14,000円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
川西市南花屋敷 西尾 恵美	神戸市北区長尾町 西中 宏志	北区長尾町宅原字西豊浦 3447	田 1,029	令和6年1月1日 令和15年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区長尾町上津字北向3867-2 株式会社 こうべファーム 代表取締役 奥町 年一	大阪府豊中市宮山町 保代 雅典	北区長尾町上津字前田 2247-1 北区長尾町上津字下大道 5424 北区長尾町上津字前田 5454	田 518 田 672 田 1,722	令和6年1月1日 令和15年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	



令和5年11月28日 神戸市公報第3836号

丹波篠山市野々垣 藤井 祐二	明石市大久保町 船橋 雅美	北区長尾町上津字富安 3928 北区長尾町上津字富安 3929 北区長尾町上津字富安 3931 北区長尾町上津字深町 4092 北区長尾町上津字深町 4094 北区長尾町上津字深町 4095 北区長尾町上津字上ノ坂 4119-1 北区長尾町上津字上ノ坂 4124-1 北区長尾町上津字上ノ坂 4155 北区長尾町上津字上ノ坂 4156 北区長尾町上津字上ノ坂 4157 北区長尾町上津字上ノ坂 4158	田 69 田 664 田 119 田 952 田 1,001 田 505 田 128 田 297 田 161 田 95 田 178 田 23	令和6年1月1日 令和15年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
丹波篠山市野々垣 藤井 祐二	神戸市中央区多聞通 大西 克樹 保佐人 弁護士 尾崎幸弘	北区長尾町上津字口真谷 4080 北区長尾町上津字口真谷 4081 北区長尾町上津字口真谷 4082 北区長尾町上津字口真谷 4085 北区長尾町上津字深町 4097 北区長尾町上津字深町 4102	田 188 田 2,429 田 62 田 892 田 267 田 476	令和6年1月1日 令和15年12月31日	100円／1筆 2,400円／1筆 100円／1筆 900円／1筆 300円／1筆 500円／1筆	貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
丹波篠山市野々垣 藤井 祐二	神戸市北区長尾町 採田 日登美 宝塚市栄町 中山 佐知子	北区長尾町上津字上ノ坂 4122 北区長尾町上津字上ノ坂 4197 北区長尾町上津字上ノ坂 4199	田 314 田 82 田 664	令和6年1月1日 令和15年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区長尾町上津字北向3867-2 株式会社 こうべファーム 代表取締役 奥町 年一	神戸市北区長尾町 内垣 節子 神戸市北区長尾町 内垣 由美	北区長尾町上津字丁田 5003 北区長尾町上津字丁田 5030	田 1,986 田 1,449	令和6年1月1日 令和15年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	

令和5年11月28日 神戸市公報第3836号

神戸市北区長尾町 植田 勝也	埼玉県所沢市大字久米 北 秀幸	北区長尾町上津字若林 5226 北区長尾町上津字若林 5229 北区長尾町上津字若林 5247 北区長尾町上津字若林 5251 北区長尾町上津字ドヘノ内 5339	田 1,322 田 2,263 田 1,121 田 1,480 田 1,337	令和6年1月1日 令和15年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区淡河町 上田 誠良	神戸市北区淡河町 小南 光	北区淡河町東畑字鍛冶垣内 761	田 1,681	令和6年1月1日 令和15年12月31日	15,300円／1筆	貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市北区淡河町 北野 孝二	神戸市北区淡河町 小南 光	北区淡河町東畑字鍛冶垣内 765 北区淡河町東畑字鍛冶垣内 766	畑 800 田 888	令和6年1月1日 令和15年12月31日	5,760円／1筆 7,700円／1筆	貸借権設定	普通畑として利用 水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市北区淡河町 上田 誠良	神戸市北区淡河町 田中 武男	北区淡河町東畑字鍛冶垣内 780	田 2,754	令和6年1月1日 令和15年12月31日	18,770円／1筆	貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市北区淡河町 北野 孝二	宝塚市山本中 若生 武	北区淡河町東畑字荒堀 801 北区淡河町東畑字荒堀 806	田 1,545 畑 913	令和6年1月1日 令和15年12月31日	12,960円／1筆 6,340円／1筆	貸借権設定	水田として利用 普通畑として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市北区淡河町 上田 誠良	神戸市北区淡河町 杉本 由美子	北区淡河町東畑字上ノ垣内 909-2 北区淡河町東畑字上ノ垣内 910-2 北区淡河町東畑字上ノ垣内 911-2	畑 394 畑 392 畑 419	令和6年1月1日 令和15年12月31日	2,373円／1筆 2,290円／1筆 2,480円／1筆	貸借権設定	普通畑として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区伊川谷町 山中 靖典	神戸市西区伊川谷町 山中 茂	西区伊川谷町前開字土田井 1587	田 3,061	本公告日 令和10年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
明石市魚住町 近藤 優輝	神戸市西区岩岡町 入江 和彦	西区岩岡町岩岡字坂ノ下 671	田 2,114の内100	本公告日 令和15年3月31日		使用貸借権設定	農業用施設用地として利用	

(2) 中間管理事業

利用権の設定をうける者(乙)	利用権を設定する者(甲)	利用権を設定する土地		設定する利用権		権利の種類 (備考)	内容(土地の利用目的を含む。)	借賃の支払の方法
		土地の所在地	現況地目 認定面積 m <sup>2</sup>	開始年月日 終了年月日	貸借料物			
神戸市中央区下山手通5丁目7-18  公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区伊川谷町  三浦 晴二 神戸市西区伊川谷町  三浦 規匡	西区伊川谷町井吹字中ノ谷 476	畑 1,448	令和5年11月30日 令和16年3月31日	5,200円/1筆	賃貸借権設定	普通畑として利用  普通畑として利用  水田として利用  普通畑として利用	毎年度12月中旬に乙の指定する方法で支払う。
		西区伊川谷町井吹字中ノ谷 482	畑 1,550		5,600円/1筆			
		西区伊川谷町井吹字中ノ谷 485-1	田 1,988		18,300円/1筆			
		西区伊川谷町井吹字東山 500-10	畑 869		3,000円/1筆			
神戸市西区伊川谷町井吹602  三浦牧場株式会社 代表取締役 三浦 諒介	神戸市中央区下山手通5丁目7-18  公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							毎年度11月中旬に甲の指定する方法で支払う。

(3) 解除条件付

利用権の設定をうける者(乙)	利用権を設定する者(甲)	利用権を設定する土地		設定する利用権		権利の種類 (備考)	内容(土地 の利用目的 を含む。)	借賃の支払の方法
		土地の所在地	現況地目	開始年月日 終了年月日	貸借料 物			
			認定面積㎡					
神戸市東灘区住吉浜町17-8 マツダ株式会社 代表取締役 松田 禎一	神戸市北区大沢町 東本 暁	北区大沢町神付字潰池 415-1 北区大沢町神付字潰池 415-2 北区大沢町神付字西山 674-3 北区大沢町神付字西山 674-4	田 2,628 畑 439 畑 273 畑 1,250	令和6年1月1日 令和8年12月31日	131,400円/1筆 21,950円/1筆 13,650円/1筆 62,500円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用 普通畑として利用 普通畑として利用 普通畑として利用	毎年12月20日までに当該年に 係る借賃の全額を甲の住所へ 持参する。
神戸市西区櫻野台 小嶋 一郎	神戸市北区淡河町 北上 貴士	北区淡河町中山字東沢 633	畑 600の内300	令和6年1月1日 令和8年12月31日	10,000円/1筆	賃貸借権設定	普通畑として利用	毎年12月20日までに当該年に 係る借賃の全額を甲の住所へ 持参する。
神戸市北区道場町塩田1988-3 北神鉄工 株式会社 代表取締役 山本 一廣	神戸市北区道場町 山本 一廣	北区道場町日下部字小森上通 294-1 北区道場町日下部字小森上通 295-1 北区道場町日下部字小森上通 295-3	田 1,215 田 1,541 田 700	令和6年1月1日 令和10年12月31日	14,580円/1筆 18,492円/1筆 8,400円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に 係る借賃の全額を甲の指定す る預金口座へ振り込む。
神戸市北区大脇台12-1 社会福祉法人 白百合学園 理事長 中井 俊輔	神戸市北区山田町 林 和子	北区山田町中字西岡 3-1	田 237	令和6年1月1日 令和15年12月31日	30,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に 係る借賃の全額を甲の住所へ 持参する。
神戸市北区大脇台12-1 社会福祉法人 白百合学園 理事長 中井 俊輔	神戸市北区山田町 林 末信	北区山田町中字合ノ元 32 北区山田町中字合ノ元 33	田 942 田 466	令和6年1月1日 令和15年12月31日	20,071円/1筆 9,929円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に 係る借賃の全額を甲の住所へ 持参する。
川西市南花屋敷3丁目13-6 有限会社エヌ・ケイ・シー・エンジニアリング 代表取締役 西尾 尚	神戸市北区長尾町 西中 宏志	北区長尾町宅原字西豊浦 3451	田 1,283	令和6年1月1日 令和15年12月31日	12,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に 係る借賃の全額を甲の指定す る預金口座へ振り込む。
明石市大久保町 新川 雅春	明石市大久保町 永田 仁志	西区岩岡町岩岡字西嶋 299-2	田 134	本公告日 令和10年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和5年11月28日

神戸市長 久 元 喜 造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市北区甲栄台1丁目18番1の一部、18番5、18番78、18番79、18番80、18番81、18番86、甲栄台2丁目3番97、3番99、3番100、3番101、3番102、3番115、3番116、3番117、14番30、14番30地先道路、14番106、14番107、14番108、14番109、甲栄台3丁目1番1の一部、1番2、1番3、1番4、1番5、3番64、3番64地先道路、3番103、12番2、12番3、14番107、緑町7丁目18番48、18番51、18番52の一部、山田町小部字ハシ折山18番6、24番の一部、山田町小部字出坂山14番110の一部 の内4-2工区

開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区芝2丁目32番1号

株式会社長谷工コーポレーション

代表取締役 池上 一夫

許可番号

令和2年11月10日 第7074号

（変更許可 令和3年12月8日 第1470号）

（変更許可 令和4年8月16日 第1491号）

（変更許可 令和4年11月8日 第1499号）

（変更許可 令和5年7月19日 第1508号）

（変更許可 令和5年10月13日 第1513号）

2 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市垂水区青山台1丁目809番420の一部、809番421、809番422

開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市垂水区青山台1丁目22番1号

塩屋土地株式会社

代表取締役 井植 敏彰

許可番号

令和5年6月21日 第8127号

（変更許可 令和5年10月24日 第2086号）

神戸市公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地につき農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条第1項に規定する神戸農業振興地域整備計画に係る軽微な変更をしたので、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和5年11月28日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

土地の表示						変更内容
市	区	町	字	地番	面積	
神戸	西	伊川谷町前開	安養坊	287番 のうち 別図の斜線部分	3,099 m <sup>2</sup> のうち 150 m <sup>2</sup>	農業用施設 用地に用途 区分を変更 する。
神戸	西	平野町常本	上垣内	507番2 のうち 別図の斜線部分	1,759 m <sup>2</sup> のうち 42 m <sup>2</sup>	農業用施設 用地に用途 区分を変更 する。
神戸	西	神出町小束野	廣澤 廣澤 出井谷	53番94 53番208 3番126	2,624 m <sup>2</sup> 56 m <sup>2</sup> 401 m <sup>2</sup> 計 3,081 m <sup>2</sup>	農用地区域 から除外す る。

別図は省略する。